消費者質問箱

【展示販売】「店舗」とみなされれば クーリング・オフできない

相談

知人に誘われて展示会に行き、買物をしたが、解約したいので「昨日、三十八万円の和服を購入する契約をしたが、高価すぎるので解約したい」と申し出たら、「展示会は二日間行っているので、無条件では解約できない」といわれた。

回答

これは、展示販売といわれるものです。

家庭訪問のように明らかに店舗以外の場所であれば、**クーリング・オフ**（契約または申し込みの日から7日以内であれば、無条件で解約できる制度）が適用されますが、展示販売の場合は、そのときの状況により、クーリング・オフが適用されないことがあります。

次の三つの条件に当てはまる場合は適用されません。

①最低2～3日以上の期間にわたって②指定商品を陳列し、消費者が自由に商品を選択できる状態のもとで③展示場など販売のための固定的施設を設けている場所で販売する場合

さて相談例の場合は、①の条件には該当していますが、②と③の条件についてはどうなのでしょうか。

もし、展示会がこれら二つの条件に該当しなければ、クーリング・オフによる無条件解約が可能です。

一方、三つの条件全部に当てはまれば、通常の店舗での購入契約とみなされ、契約上の解除条項によるか、あるいは話し合いによる合意解約をすることになります。

〝タダより高いものはない〟

相談例のように、ビラ、口コミで集会場に人を集め、始めは無料で品物を配って雰囲気を盛り上げ、最後には高価な商品を売りつけるSF（催眠）商法と呼ばれるものの中には、かなり悪質な業者もいるようですので、注意が必要です。

また、展示販売の苦情には、▼トラブルが発生したが、業者の連絡先がわからない ▼解約拒否されたり多額な違約金などを請求された ▼商品を受け取る前に業者が倒産してしまった――などがあります。

くれぐれも強引な誘いには応じないよう、十分注意してください。

お知らせコーナー

結婚相談

●とき　6月8日(土)
　　7月8日(土)
●ところ　文化会館　団体室
（午後1時～午後4時）
※団体室は、1階大集会室の奥に設けられています。

身体障害者(児)巡回相談

毎年1回、身体障害者(児)を対象とした巡回相談があります。本年は次の日程で行なわれます。

■日時　7月4日(木)
　　午前10時～午後3時
■場所　東金市老人福祉センター

相談内容は、
●手帳の交付に関すること
●施設入所に関すること
●障害年金に関すること
●雇用に関すること
その他障害者(児)に関することは何でも、ご相談ください。お問合せは、福祉保健課へ

登記所から

登記手数料の取り扱いが一部かわります

【60年7月1日から実施】

●登記簿謄本・抄本、閲覧、証明等の申請に必要な手数料は、「収入印紙」から**「登記印紙」**にかわります。

注 登録免許税については、いままで通り収入印紙です。

●手数料の金額が次のとおり、かわります。

登記簿謄本・抄本＝1通**四百円**
不動産登記簿の閲覧・印鑑証明＝1筆または1件につき**二百円**

※くわしくは、お近くの登記所へお問合せください。

千葉地方法務局松尾出張所
（047986－2059）

金婚式

該当される方は連絡を

町では「敬老の日」の行事の一つとして、金婚式（結婚50年）を迎えられるご夫婦をお祝し、記念品を贈ります。

■対象　昭和**10**年**9**月**1**日から昭和**11**年**8**月**31**日までの間に結婚し、夫婦ともに健在である方

該当される方は、6月20日までに福祉保健課へご連絡ください。